＼ 藤崎町に住んでください ／
ふじさき移住すまいづくり支援金

藤崎町への移住やその後の定住のさらなる促進を目指して、町内に住宅を取得してから転入する世帯や転入してから住宅を取得して入居する世帯へ一律５０万円を助成します！

◆対象となる方

次のいずれにも該当する町内に住宅を取得し入居した方

1．申請者及びその配偶者の１人以上が、町外に３年以上住所を置いてから転入しており、かつ転入後３年以内に申請できること
2．申請者及びその配偶者が直近の市区町村税を滞納していないこと
3．３年以上定住する意思があること
4．町内会に加入していること
5．過去に旧補助金や新支援金を受けた世帯の者またはその配偶者ではないこと

◆対象となる住宅

次のいずれにも該当する住宅

1．移住者の転入後３年以内に取得及び入居が完了していること
2．住宅（住宅敷地を購入した場合は住宅及び土地）の所有権持分に、申請者が含まれていること
3．住宅の床面積は、独立した出入口、居室、台所、トイレを有する居住用部分が全体面積の２分の１以上で 40 ㎡以上であること
4．住宅の建築又は購入に係る費用は、申請者の世帯が購入した住宅敷地の取得費を含めて 500 万円以上であること
5．住宅の建築又は購入及び土地の購入相手は、申請者及びその配偶者の３親等以内の親族でないこと

◆必要書類

1．ふじさき移住すまいづくり支援金助成申請書
2．住宅の建築又は購入及び土地の購入に係る契約書の写し（取得額のわかるもの、原本持参）
3．住宅の建築又は購入及び土地の購入に係る支払いを証明するもの（領収書、通帳・振込依頼書等。原本持参）
　※通帳の場合、口座所有者、支払金額、業者等に支払いをしたことが分かるページ。業者等の名称が記載されていない場合、必要に応じて振込依頼書等を提出ください。
4．住宅の居住用面積及び間取り等が確認できる書類（間取り図等）
5．建物及び土地（該当ある場合のみ）の登記簿謄本の写し
6．移住者の住民票謄本
7．移住者の戸籍の附票（転入前３年間の住所がわかるもの）
8．申請者及びその配偶者の直近の市区町村税納税証明書（滞納していないことがわかるもの）
9．申請者世帯の町内会加入証明書
10．その他町長が必要と認めるもの

◆所得税等の取り扱い

確定申告において、住宅借入金等特別控除を受ける場合は、住宅の取得の対価から新支援金の額を控除する必要があります。なお、住宅借入金等特別控除を受けない場合は、一時所得として申告する必要があります。

詳しくは黒石税務署（52－4111）にご確認のうえ、申告してください。

◆その他

〇支援金の助成後に、以下のいずれかの事項が判明した場合は、支援金を返還していただきます。

１．支援対象外の事実や、申請において不正な行為が認められたとき

２．申請後３年以内に移住者が転出もしくは申請者世帯が町内会から脱退したとき

〇各種様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、経営戦略課窓口でお受取りください。

〇助成申請の届出は、郵送ではなく直接経営戦略課窓口へお願いします。

（受付時間：平日　午前８：15～17：00）

◆お問合せ

藤崎町 経営戦略課 戦略推進係

〒038－3803　青森県南津軽郡藤崎町西豊田一丁目１番地

☎：0172－88－8236（直通）

≪町 HP はこちらから≫